

○広島国際大学研究支援・社会連携マネジメント部会の運営に関する要領

2024年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、広島国際大学内部質保証委員会規定第6条第1項に定める広島国際大学内部質保証委員会（以下「委員会」という）の小委員会として設置する広島国際大学研究支援・社会連携マネジメント部会（以下「部会」という）の構成、任務、運営等必要な事項を定める。

(構成)

第2条 部会は、つぎの部会員をもって構成する。

- イ 研究支援・社会連携センター長
- ロ 研究支援・社会連携センター副センター長
- ハ 事務局長
- ニ その他必要に応じて部会長が任命した者 若干名

(部会員の任期)

第3条 前条第1項イ号からハ号までの委員の任期は、その在任期間中とする。

2 前条第1項ニ号の部会員の任期は1年とし、重任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第4条 部会は、つぎの事項を掌る。

- イ 研究支援、社会連携の改革に関する目標の設定・計画および成果・達成状況の点検
- ロ その他委員会が必要と認めた事項

(部会長およびその職務)

第5条 部会に、部会長1名を置く。

2 部会長は、第2条第1項イ号の研究支援・社会連携センター長をもって充てる。

3 部会長は、部会を招集し、議長となる。

(部会の庶務)

第6条 部会の庶務は、研究支援・社会連携センターで取り扱う。

(要領の改廃)

第7条 この要領の改廃は、委員会の意見を聴き、学長が行う。

付 則

1 この要領は、2024年4月1日から施行する。